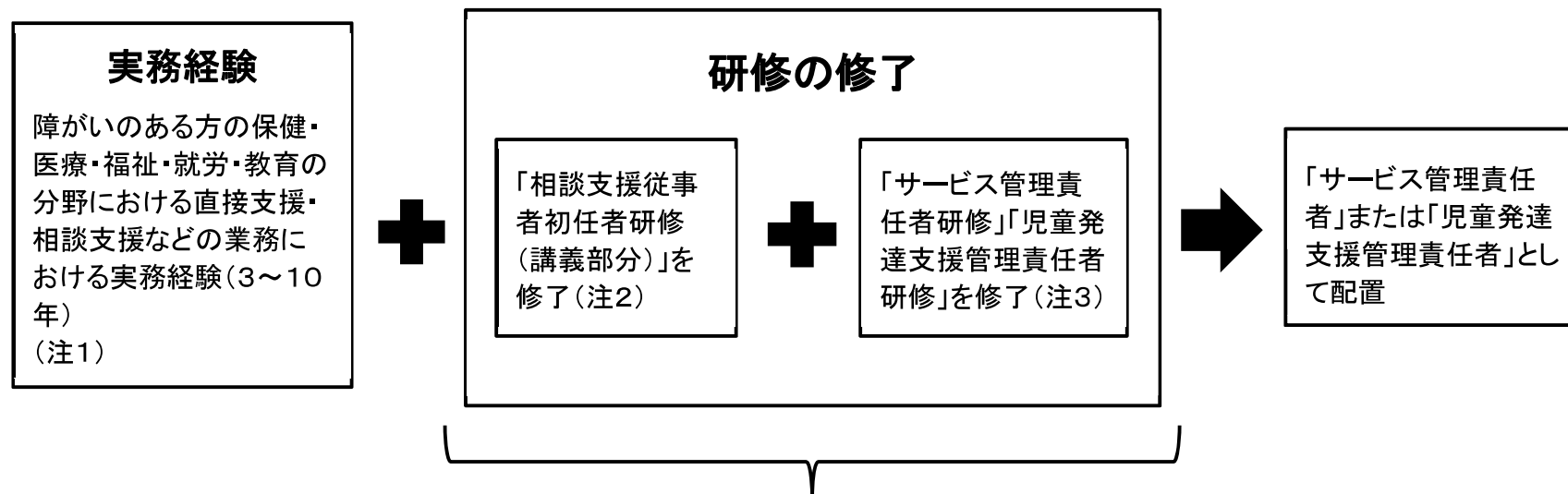


サービス管理責任者 及び 児童発達支援管理責任者の要件



(平成27年度以降の取扱い)

○事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし、平成31年3月31日をもって廃止)

・平成30年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成31年3月31日までの猶予とする。

・児童発達支援管理責任者については、平成27年4月1日前までに事業を開始している場合は、平成28年3月31日までの猶予とする。

(注1)実務経験については、別に定める。

(注2)「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。

(注3)多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了する事が必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を事業開始後1年までに修了していればよいこととする(ただし、事業開始後1年間の猶予については、平成30年3月31日をもって廃止)。

実務経験に関するお問合せは、福岡県 福祉労働部 障がい福祉課 障がい福祉サービス指導室へご確認下さい。

参考資料 2-2

サービス管理責任者の実務経験

出典 厚生労働省資料

業務の範囲		サービス管理責任者	
		業務内容	実務経験年数
障がいのある方の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	<p>施設等において相談支援業務に従事する者</p> <p>医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者</p> <p>(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者</p> <p>(3) 国家資格等<※1>を有する者</p> <p>(4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者</p> <p>就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p> <p>特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	5年以上
	② 直接支援業務	<p>施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>障がい者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p> <p>盲学校・聾学校・養護学校における職業教育の業務に従事する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	10年以上
	③ 有資格者等	<p>上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者</p> <p>(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者</p> <p>(3) 児童指導員任用資格者</p> <p>(4) 保育士</p> <p>上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等<※1>による業務に3年以上従事している者</p>	<p>5年以上</p> <p>3年以上</p>

<※1> 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士のことをいう。

児童発達支援管理責任者の実務経験

出典 厚生労働省資料

業務の範囲	児童発達支援管理責任者	
	業務内容	実務経験年数
障がい保の健ある医方療また福祉児童の労・教育の分野における支援業務	<p>① 相談支援業務</p> <p>施設等において相談支援業務に従事する者</p> <p>医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者</p> <p>(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者</p> <p>(3) 国家資格等<※1>を有する者</p> <p>(4) 施設等における相談支援業務、就労支援における相談支援業務、特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事した期間が1年以上である者</p> <p>就労支援に関する相談支援の業務に従事する者</p> <p>学校における進路相談・教育相談の業務に従事する者</p> <p>乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設で従事する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
	<p>② 直接支援業務</p> <p>施設及び医療機関等において介護業務に従事する者</p> <p>障がい者雇用事業所において就業支援の業務に従事する者</p> <p>学校に従事する者</p> <p>児童福祉等に関する施設、事業に従事する者</p> <p>その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者</p>	10年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
	<p>③ 有資格者等</p> <p>上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 社会福祉主事任用資格を有する者</p> <p>(2) 訪問介護員（ホームヘルパー）2級以上（現：介護職員初任者研修）に相当する研修を修了した者</p> <p>(3) 児童指導員任用資格者</p> <p>(4) 保育士</p> <p>上記①の相談支援業務及び上記②の直接支援業務に従事する者で、国家資格等<※1>による業務に5年以上従事している者</p>	5年以上 (かつ老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上)
		老人福祉施設・医療機関等以外での実務経験が3年以上

<※1> 国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士のことをいう。